

# 倉敷市告示第301号

倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月21日

倉敷市長 伊東香織

## 記

### 倉敷市医工連携推進事業費補助金交付要綱

#### (目的等)

第1条 この要綱は、事業化するために医療・福祉業と連携して医療機器等の研究開発又は試作品製作を行う中小企業者に対し、予算の範囲内で倉敷市医工連携推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、医療又は福祉の現場における課題の解決を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において「医療・福祉業」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類P—医療、福祉に係る事業をいう。

2 この要綱において「医療機器等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第4項に規定する医療機器

（当該医療機器の部品等を含む。）

(2) 医薬品医療機器等法第2条第9項に規定する再生医療等製品及び当該再生医療等製品

に必要不可欠な資機材

(3) 医薬品医療機器等法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品及び当該体外診断用

医薬品に必要不可欠な資機材

(4) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に

規定する福祉用具その他これらに類するもの

(5) 前各号に掲げるもののほか医療・福祉業において使用するものであって、市長が必要

と認めるもの

3 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者（次条各号に掲げる者を除く。）とする。

(1) 市内に住所及び事業所を有する個人

(2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する者と連携して行う医療機器等の研究開発又は試作品製作であって、事業化の意思を有して行うものとする。

(1) 医療・福祉業を営む者

(2) 医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定により医療機器の製造販売業許可を受けた者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、原材料費、機械装置費、借上費、外注費、共同研究費及び技術指導費とする。ただし、補助対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、源泉所得税及び公証人手数料相当額を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、外注費、共同研究費及び技術指導費を合計した額（以下「外注費等」という。）が、補助対象経費（外注費等を除く。）の合計額を超える場合は、外注費等のうち当該合計額を超える部分については、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、一の交付対象者につき1年度につき1回限りとする。

(事前審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業計画書の提出があったときは、これを審査し、事業の採否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査を行うに当たり、専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(交付申請)

第8条 前条第2項の規定による審査により事業が採用された者は、市長が別に定める期日までに、所定の交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の着手時期)

第9条 補助対象事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において補助対象事業の性質その他の事情によりやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、前条の交付申請書に、所定の事前着手理由書を添付しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付

の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い閉庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の処分及び管理)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が30万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(補助対象事業の事業化等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業の事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度において、市長が別に定める期日までに、当該補助対象事業の事業化状況について、所定の報告書により市長に報告しなければならない。

(協力及び情報の公表)

第21条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。